

# 高萩市議会基本条例〔解説付き〕

## 前文

高萩市議会は、市民から選挙で選ばれた議員で構成された市の最高意思決定機関であり、同じく選挙で選ばれた高萩市長とともに、日本国憲法で定める地方自治の本旨の実現を目指すものである。

地方分権、地域主権が進展する現在、地方自治体の自己決定と責任の範囲が拡大していく中で、議会が市民福祉向上のために果たす役割と責任はますます大きくなる。そして、議会は、市長その他の執行機関の活動を監視し、評価し、市民の多様な意思を市政に反映させるために、積極的な情報公開や市民との対話を行い、市民の意見を尊重し議員間の自由かつ達な討議を通して、市政の論点、争点を市民に明らかにしていくことが必要である。このような改革により、更によりよい政策決定をし、議会の役割を果たしていくことが求められている。

高萩市議会は、市民に身近な代表機関として、分かりやすい議会運営や開かれた議会づくりを推進する必要性を常に自覚し、不断の改革を重ね、市民に信頼される議会を目指すことを誓い、ここに、この条例を制定する。

### 【解説】

前文は、この条例を制定するに至った背景や制定するに当たっての決意及び今後の議会活動において、常に念頭に置くべき理念について明らかにするものです。

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この条例は、地方自治の本旨に基づき、議会運営における規範的事項を定めることにより、市民の負託に的確にこたえ、市民福祉の向上及び市勢の伸展に寄与することを目的とする。

### 【解説】

地方自治の本旨とは、日本国憲法第92条で述べられており、住民自治と団体自治の2つからなるとされています。住民自治とは地方自治が住民の意思に基づいて行われるということであり、団体自治とは地方自治が国から独立した団体に委ねられ、団体自らの意思と責任のもとでされるということです。

また、地方自治体の役割は、住民福祉の増進を図ることを基本としており、直接に選挙で選ばれた議員で構成される議会が市政の一翼を担い、市民の負託にこたえなければなりません（直接選挙される市長とともに二元代表制と呼ばれています）。

この条例は、議会運営の規範的事項を定め、よりの確に市民の負託にこたえようとするものです。

## 第2章 議会及び議員の活動原則

### (議会の活動原則)

第2条 議会は、次に掲げる原則に基づき活動するものとする。

- (1) 公正性及び透明性を確保し、市民に開かれた信頼される議会を目指すこと。
- (2) 市長その他の執行機関（以下「市長等」という。）の市政運営状況を監視し、評価すること。
- (3) 議員相互の自由かつ達な討議を通して論点及び争点を明らかにするよう努めること。
- (4) 市民の多様な意見を的確に把握することに努め、政策提案権を積極的に活用することができるようにすること。
- (5) 市民に分かりやすい言葉、表現を用いた議会運営に努め、高萩市議会会議規則（昭和50年高萩市議会規則第1号）、高萩市議会委員会条例（平成3年高萩市条例第12号）及び議会における先例又は申し合わせ事項は、継続して精査し、必要があれば見直しを行うこと。

### 【解説】

この条例の目的を達成するために、市議会が団体機関として行う活動の原則を次のとおり定めています。

- (1) 議会が市民の代表機関であることを自覚し、常に市民に開かれた議会を目指すこと。
- (2) 議会は、市民の立場に立って市政の運営が行われているかをチェックすること。
- (3) 議会は、言論の府であること及び合議体であることを十分に認識し、旧来の「質問と応答の場」にとどまらず議員間の自由な討論を重んじること。
- (4) 議会として、市民の多様な意見を把握し、議会側からの視点として必要とされる施策を、条例案や修正案、決議等を通じて積極的に立案し、執行機関に対して提言していくこと。
- (5) 市民からの負託を受ける議会としては、議会での審議の経過や結果を市民に説明することは、当然果たさなければならない責務です。そのために、議会運営において、分かりやすい言葉、表現を用いること、さらに、会議規則等を継続的に見直していくこと。

(議員の活動原則)

第3条 議員は、次に掲げる原則に基づき活動するものとする。

- (1) 自己の資質を高める不断の研さんにより、市民の負託にこたえるよう努めること。
- (2) 積極的な条例提案を行うよう努めること。
- (3) 市民の多様な意見を的確に把握することに努め、市民全体としての福祉向上を目指すこと。
- (4) 議会活動について、市民に対して積極的に情報を伝えるよう努めること。

**【解説】**

本条は、前条で規定した議会の活動原則を踏まえ、議員としての基本姿勢や議会活動を行う上での基本原則を次のとおり定めています。

- (1) 市民の代表として、資質の向上に努め、誠実に職務を遂行し、職責を果たすこと。
- (2) 議員は、条例の制定等の議案を提出が可能であり、政策課題の解決を図るため、提案に努めること。
- (3) 議員は、議会を構成する一員であり、一部の団体や地域の代表にとどまらず市政全般の課題と市民の多様な関心や意見を的確に把握することに努めて、市民全体の福祉向上のために活動すること。
- (4) 議員は、市民によって負託された一員と自覚し、積極的に議会活動についての情報を伝えるよう努めること。

### 第3章 市民と議会の関係

#### (市民参加及び市民との連携)

第4条 議会は、議会活動に関して有する情報を積極的に公表し、透明性を高めるとともに、説明責任を十分に果たすものとする。

2 議会は、市民との多様な意見交換の場を設け、議員の政策立案能力を強化するとともに、政策提案の拡大に努めるものとする。

3 議会は、請願及び陳情を市民の政策提案として受け止め、これらの提出者から発言の申し出があったときは、特別の理由がない限り、意見を聴く機会を設けなければならない。

4 議会は、議会に関する会議を原則公開し、傍聴の自由を保障し、及び会議録等の議会活動に関する資料を公開しなければならない。

#### 【解説】

1 議会が市民に対して果たすべき重要な責任は、活動の情報公開によって透明性を高めることや、審議等における論点や争点の説明責任を十分に果たすことであると規定しています。

2 市民と議会は、今後も双方向の関係を築いていくことが必要であり、市民との意見交換の場を多様に設けることにより、市民の関心や意見を把握して、議員の政策立案能力を強化し、政策提案の拡大に努めていくことを規定しています。

3 議会に提出された請願・陳情については、旧来の議会へのお願いという位置づけを、分権社会にふさわしい政策提案という位置づけに変え、提案者の意見を聴く機会を保証しようとするものです。委員会で審査が行われますので、委員会への出席を想定しています。

4 透明性の確保のため議会が開催する各種会議を原則公開として傍聴の自由を保障し、また、会議録等の情報を公開し、情報を共有しようとするものです。

#### (議会報告会)

第5条 議会は、市民への報告と市民との意見交換の場として、議会報告会を行うものとする。

2 議会報告会に関することは、別に定める。

#### 【解説】

前条第2項の「市民との意見交換の場」の一つとして、議会自らが積極的に地域に出向き、直接、市民に対して政策提言など議会活動の状況を報告し、市政に関する情報を提供するとともに、市民の関心や意見を直接にお聞きする貴重な機会として議会報告会を位置づけて実施することを規定しています。

なお、議会報告会の開催単位や報告会での議員の役割等の詳細については、別に定めることとしています。

## 第4章 議会と市長等との関係

### (議会と市長等との関係)

第6条 議会審議における議員と市長等との関係については、緊張関係を保持するものとする。

2 会議における議員と市長等との質疑応答は、論点及び争点を明確にしなければならない。

### 【解説】

議会審議において議員と市長等とは緊張関係を保持することを規定しています。

二元代表制における議会と市長等とは、緊張関係を保持し、議会においては会議の論点及び争点を明確にすることが求められています。

### (市長による政策形成過程の説明)

第7条 議会は、市長が提案する重要な政策、計画、事業等（以下「政策等」という。）について、議会審議における論点情報を整理し、その政策等の水準を高めるため、市長に対し、次に掲げる事項の説明を行うよう求めるものとする。

- (1) 政策等を必要とする背景
- (2) 提案に至るまでの経緯
- (3) 市民参加の実施の有無及びその内容
- (4) 他の自治体の類似する政策との比較検討
- (5) 総合計画における根拠又は位置付け
- (6) 政策等の実施に係る財源措置
- (7) 将来にわたる政策等の効果及びコスト

### 【解説】

市長等が、重要な政策等を提案する場合、7つの条件を示す説明責任のルール化を規定しています。これは、政策水準の向上と、議会審議における公正性、透明性の確保及び論点の明確化を図るため政策等を必要とする背景から将来コストまでの説明を求めることで、提出される政策等の信頼性が高まると考えられます。ここで言う重要な政策等とは、中・長期にわたるまちづくりの基本方針や市民生活に重大な影響を及ぼすことが予想される施策及び計画です。

(予算及び決算における説明)

第8条 議会は、予算及び決算の審議に当たっては、前条の規定に準じて、市長に対し、分かりやすい施策別又は事業別の説明を行うよう求めるものとする。

【解説】

市長等は、予算や決算の審議においても、市民の代表である議員の議会審議が深めやすいよう、前条の主旨に準じた分かりやすい説明資料の作成などを行うよう規定しています。

## 第5章 委員会の活動

(委員会の適切な運用)

第9条 議会は、委員会の専門性と特性をいかした適切な運営を行い、議案等の審査に当たっては、資料等の積極的な公開を求め、委員間の討議を尊重し、市民に対して分かりやすい議論に努めなければならない。

【解説】

議会は、委員会の持つ専門性と特性をいかして、市政の諸課題に適切に対応する運営に努めることを規定しています。

## 第6章 政務活動費

(政務活動費の執行及び公開)

第10条 政務活動費は、議員の調査及び研究その他の活動に資するため交付されるものであることを認識し、高萩市議会政務活動費の交付に関する条例（平成13年高萩市条例第16号）に定めるところにより適正に執行しなければならない。

2 政務活動費の収支報告書（領収書等の証拠書類を含む。）は、積極的に公表し、説明責任を果たさなければならない。

【解説】

政務活動費については、交付の主旨に基づき、議員の調査及び研究その他の活動のために支出しなければならないことを定めています。

また、条例の規定に基づき提出のあった収支報告書と添付のあった領収書等の証拠書類については、閲覧ができるようにしておくほか、積極的に公表することとしています。

## 第7章 議会及び議会事務局の体制整備

### (議員研修の充実強化)

第11条 議会は、議員の政策形成及び立案能力の向上を図るため、議員研修の充実強化を図るものとする。

#### 【解説】

議員の資質向上及び政策形成、立案能力の向上を目的とした議員研修の充実強化を図っていくことを定めています。

### (議会全員協議会)

第12条 議会に、市政に関する重要事項又は議会の運営に関し協議又は調整を行うため議会全員協議会を設置する。

2 議会全員協議会に関することは、別に定める。

#### 【解説】

議会に、地方自治法第100条第12項に規定する場として、議会全員協議会を設置することを定めています。

議会全員協議会に関することは、別に定めることとしています。

### (議会事務局の体制整備)

第13条 議会は、議会の政策形成及び立案を補助させるため議会事務局の体制整備に努めるものとする。

2 議会は、議会事務局の体制整備のため、大学等研究機関並びに専門的な知識及び経験を有する者の積極的な活用を図ることができる。

#### 【解説】

議員立法による条例制定の取り組みなど、政策立案・政策提言を積極的に進めていくことは、議員の自己研さんは当然ながら、それを補佐する議会事務局の機能強化が必要不可欠となっています。

### (議会図書室の充実)

第14条 議会は、議員の政策形成及び立案能力の向上を図るため、議会図書室の図書の充実に努めるものとする。

#### 【解説】

地方自治法の規定に基づき、本市議会にも図書室を設置していますが、議員の調査研究に資するため、図書及び資料の充実に努めることを定めています。

(議会広報の充実)

第15条 議会は、議会だより及び市議会ホームページ等の情報通信技術の発達を踏まえた多様な広報手段を活用し、多くの市民が議会及び市政への関心を高めるための体制整備並びに議会広報活動の充実強化に努めるものとする。

【解説】

議会では、情報通信技術を利用して、本会議については、平成24年9月の第3回定例会から、常任委員会については平成25年9月からインターネット中継等をし、市民が議会の会議を視聴できる機会の拡大を行っています。今後も、積極的な広報に努めることを定めています。

## 第8章 議会災害対策支援本部

(議会災害対策支援本部)

第16条 議会に、市災害対策本部と連携し、災害対策活動を支援するため議会災害対策支援本部を設置することができる。

2 議会災害対策支援本部に関することは、別に定める。

【解説】

東日本大震災の経験を踏まえ、議会として市の災害対策本部が行う災害対策活動を支援することを定めています。

## 第9章 議員の政治倫理

(議員の政治倫理)

第17条 議員は、市民の代表として名誉と品位を損なう行為を慎み、また、その地位を利用して不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないなど、議員としての責務を正しく認識し、議会の一員として、その使命の達成に努めなければならない。

2 議員は、高萩市議会議員の政治倫理に関する条例（平成11年高萩市条例第23号）を、遵守しなければならない。

【解説】

議員の活動は多様であり、政治倫理の判断は単純ではないものの、議員の地位を悪用した不正な口利きなどをしない等、議員の責務を正しく認識し、政治倫理条例を遵守した議員活動を行うことを規定しています。

## 第10章 最高規範性及び見直し手続

### (最高規範性)

第18条 この条例は、議会における最高規範であり、議会は、議会に関する他の条例、規則等の制定又は改廃に当たっては、この条例に定める事項との整合性を図らなければならない。

#### 【解説】

この条例が、議会における最高規範であることを明記しています。

### (見直し手続)

第19条 議会は、この条例の目的が達成されているかどうかを議会全員協議会において検証し、改善が必要な場合は、この条例の改正を含めて適切な措置を講じるものとする。

#### 【解説】

条例の検証を行うことを規定しています。検証の結果改善が必要な場合は、この条例の改正等を行うことを定めています。

## 附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

#### 【解説】

附則では、この条例の施行期日を平成26年4月1日とすることを定めています。